文教厚生常任委員会資料
2026年（令和8年）9月24日
教育委員会事務局児童生徒支援課

議案第６２号関連資料
明石市いじめ問題対策審議会条例の制定について

１　制定の目的

本市におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を実効的に行うため、専門的知見を有する外部有識者で構成する明石市いじめ問題対策審議会（以下「対策審議会」という。）を設置します。対策審議会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第１項に規定する重大事態が発生した場合で、第三者の専門家による調査が必要なときは、重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行います。

２　いじめ問題対策審議会の概要

⑴　所掌事務

ア　法第１４条第３項に規定するいじめの防止等の対策に関すること

イ　法第２８条第１項に規定する重大事態に関すること

⑵　委員構成

ア　次に掲げる者から７人以内で、教育委員会が委嘱する。

- いじめ防止等について学識経験を有する者
- 弁護士
- 医師
- 学校教育、心理または福祉について専門的に知識経験を有する者
- その他教育委員会が必要と認める者

イ　重大事態又は特別の事項の調査等のため必要があると認めるときは、対策審議会に臨時委員を置きます。

３　スケジュール

令和８年１０月　　条例施行

年度内に第１回いじめ問題対策審議会を開催予定